○市町村消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規則に基づき障害者支援 施設に準ずる施設を定める規則

(平成8年4月23日規則第3号)

改正

平成13年 4月 6日規則第1号

平成18年11月 9日規則第15号

平成25年 3月27日規則第1号

市町村消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれをうけることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成18年11月9日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月27日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。